

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和二年七月二十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年七月二十一日

埼玉県越谷県土整備事務所長 山 科 昭 宏

<p>平方東京線</p>	<p>路線名</p>
<p>越谷市大字増林字川添六七九四番七地先から 越谷市大字増林字川添六七九四番三三三地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>令和二年七月二十一日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>令和二年七月二十一日付け 埼玉県越谷県土整備事務所 長告示第八号における道路 予定区域の供用開始である。</p>	<p>備考</p>